

Client Alert

2020年12月号 (Vol.84)

1. はじめに
2. 知的財産法：欧州域外データ移転に関する Recommendations 及び新 SCC 案の公表
3. 競争法／独禁法：公取委、スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（最終報告）の公表
4. エネルギー・インフラ：認定失効制度等に関するパブコメ結果の公表及び改正省令等の公布
5. 労働法：労働基準法施行規則等で定める法定様式の押印の廃止等について
6. 会社法：会社法施行規則等の改正に関するパブコメの結果公表、会社法施行規則等の公布
7. 危機管理：米国証券取引委員会、内部告発者プログラムに関する年次報告書の公表
8. 一般民事・債権管理：発信者情報開示に関する最終とりまとめ（案）の公表
9. M&A：金融庁、「株券等の公開買付けに関する Q&A」の追加
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による記述情報の開示（新型コロナウイルス感染症、ESG に関する開示）の好事例集の公表
11. 税務：OECD、第 1 及び第 2 の柱に関するブループリントを公表
12. 中国・アジア（インド）：インドにおける新統合版 FDI ポリシーの公表
13. 新興国（メキシコ）労働者のアウトソーシング等規制法案の提出
14. 国際訴訟・仲裁：仲裁法改正に向けた動きー法制審議会仲裁法部会の設置・開催

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020 年 12 月号 (Vol.84) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：欧州域外データ移転に関する Recommendations 及び新 SCC 案の公表

(1) 公表までの経緯

本レターの 2020 年 8 月号 (Vol.80) で紹介したとおり、2020 年 7 月 16 日、欧州司法裁判所は、欧州から米国へのデータ移転の適法性が問題となった Schrems II 判決において、欧州域外へのデータ移転の根拠として最も広く活用されている SCC（標準契約条項）自体は有効と判断したものの、同判決により、単に SCC を締結するのみでは、

Client Alert

米国のように EU が問題視するようなガバメントアクセスが存在する国への域外移転はできないことが改めて明らかとなりました。同判決を受け、欧州データ保護会議 (EDPB) では、2020 年 7 月 23 日付で Q&A を公表しましたが、抽象的なものにとどまり、補完的措置の具体的内容については EDPB が今後指針を公表することが予定され、その公表が待ち望まれていました。

今般、2020 年 11 月 11 日に、EDPB は域外移転に関する 2 つの Recommendations を採択して公表しました。また、その翌日には、欧州委員会により新しい SCC の案が公表されました。これらは、Recommendations は、12 月 21 日まで、SCC 案は、12 月 10 日までのパブリック・コメントの受付に付されています。

(2) EDPB による Recommendations の公表

EDPB が公表した Recommendations の 1 つ¹は、Schrems II 判決を受けて、データ輸出者が域外移転に際し検証すべき事項として 6 つのステップ (①域外移転の把握②域外移転の根拠の特定③アセスメント④補完的措置の採用⑤補完的措置を講じる手続⑥定期的な再評価) と補完的措置の例を提供するものです。データ輸出者は補完的措置の要否を検討するために、6 つのステップに沿った評価が必要となり、この評価と講じた補完的措置については書面化した上で、監督当局の要求に応じて開示することが求められています。

なお、EDPB が公表したもう一つの Recommendations²は、ステップ③で、ガバメントアクセスについて評価する際に考慮すべき事項を示したものとなります。

(3) 欧州委員会による新 SCC 案の公表

欧州委員会が公表した、現在の SCC を改訂するドラフト (「新 SCC 案」)³は、パブリック・コメントを経た後、EU 加盟国データ保護当局の代表等から構成される EDPB での加盟国間意見調整等の手続を経て、欧州委員会で発効されます。SCC の発効後は、既に現行 SCC を締結することでデータ移転を行っている事業者は、新 SCC を締結し直す必要がありますが、これには 1 年間の猶予が与えられています (但し、1 年間の猶予期間中であっても、発効後に、現行 SCC を修正して継続的に用いることは許されず、修正をする必要があるのであれば、新 SCC を締結しなければなりません)。

新 SCC 案では、Schrems II 判決の内容を反映することを意図した内容がみられますが、新 SCC 案を締結したとしても、EU が問題視するようなガバメントアクセスのある国への域外移転を行っているデータ輸出者は、補完的措置を講じる必要があり、その際には、前述した Recommendations を参照することになります。

¹ [Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data](#)

² [Recommendations 02/2020 on the European Essential Guarantees for surveillance measures](#)

³ [Commission Implementing Decision \(EU\) on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation \(EU\) 2016/679 of the European Parliament and the Council of the ANNEX が新 SCC 案となっている。](#)

Client Alert

なお、上記の域外移転規制対応のための新 SCC 案とは別に、GDPR28 条 3 項のデータ管理者がデータ処理者として締結するデータ処理契約としての SCC (GDPR28 条 7 項) の案⁴も同時に EDPB から公表されています。

(4) 今後の対応

米国等の EU が問題視するようなガバメントアクセスのある国への域外移転を行っているデータ輸出者は、上記の EDPB の Recommendations に従った対応を進めることが必要となります。また、新 SCC 案は発効はされていませんが、発効後 1 年以内での締結が必要となるため、早めに新 SCC 締結に備えた準備を進めることが望ましいといえます。

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（最終報告）の公表

2020 年 11 月 27 日、公取委は、昨年 11 月から実施していたスタートアップ⁵の取引慣行に関する実態調査（「本実態調査」）について最終報告（「本最終報告」）を取りまとめて公表しました。

本最終報告では、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することが我が国経済の今後の発展に向けて極めて重要であると述べ、スタートアップと他の事業者との取引関係を、①事業連携を目的とした事業者（「連携事業者」）との継続的な取引・契約⁶、②出資者との取引・契約⁷、③競合他社との関係に分け、スタートアップがアンケートやヒアリングで回答した、取引等において連携事業者又は出資者から受けた「納得できない行為」について、独禁法上の評価をしています。うち、①と②の概要は以下のとおりです⁸。

⁴ [Commission Implementing Decision \(EU\) on standard contractual clauses between controllers and processors under Article 28\(7\) GDPR and Article 29\(7\) of Regulation \(EU\) 2018/1725 の ANNEX](#)

⁵ 本最終報告では、スタートアップとは、成長産業領域（AI、IoT、ビッグデータ等を活用する等、今後高い成長率が見込まれる産業）において事業活動を行う事業者のうち、①創業 10 年程度で、②未上場である企業と定義しています。

⁶ 事業連携では、一般的に、(i)NDA（秘密保持契約）、(ii)PoC 契約（技術検証契約）、(iii)共同研究契約、(iv)ライセンス契約といった取引や契約が行われることになるとされています。

⁷ 出資を受ける際には、通常、投資契約や出資契約等といった継続的な契約が行われることになるとされています。

⁸ ③について、本最終報告は、スタートアップと競合他社との関係についても、有力な競合他社が取引先を通じる等してスタートアップによる販売や調達を制限・妨害するような行為が独禁法上問題となる可能性を指摘しています。

Client Alert

①連携事業者との継続的な取引・契約に関するスタートアップに対する行為

- (i) 優越的地位の濫用（独禁法2条9項5号）⁹となる可能性がある行為
- ・ NDA を締結しない状態での営業秘密の開示要請、片務的な NDA 等¹⁰の締結
 - ・ PoC の成果に対する必要な報酬の不払い、PoC の実施後にスタートアップに求めたやり直しに対する必要な報酬の不払い
 - ・ 共同研究の成果に基づく知的財産権の帰属を、連携事業者のみ、又はスタートアップが研究の大部分を行ったにもかかわらず双方とする契約の締結
 - ・ 知的財産権のライセンスの無償提供要請、スタートアップが開発した技術の特許出願の制限要請
 - ・ その他、顧客情報の無償提供要請、報酬の減額・支払遅延、事業連携の成果に関する損害賠償責任についてスタートアップが一方的に負担する契約の締結
- (ii) 競争者に対する取引妨害（一般指定14項）となる可能性がある行為
- ・ NDA に反してスタートアップの営業秘密を利用しスタートアップと競合する商品・役務を販売する行為
- (iii) 排他条件付取引（一般指定11項）又は拘束条件付取引（一般指定12項）となる可能性がある行為
- ・ 共同研究の成果に基づく商品・役務又は共同研究の経験を活かして開発した新たな商品・役務の販売先の制限
 - ・ 市場の有力な事業者である連携事業者による合理的な範囲を超えた取引先の制限や最恵待遇条件の設定

②出資者との取引・契約に関するスタートアップに対する行為

- (i) 優越的地位の濫用となる可能性がある行為
- ・ NDA を締結しない状態での営業秘密の開示要請
 - ・ 契約に定めていない無償作業の要請
 - ・ 出資者が第三者に委託した業務（DD等）の費用の全額負担要請
 - ・ 出資者若しくは出資者の指定する事業者からの不要な商品・役務の購入要請
 - ・ 不当に高額な対価や行使条件での株式買取請求権の設定の要請
- (ii) 競争者に対する取引妨害となる可能性がある行為
- ・ NDA に反してスタートアップの営業秘密を自らの他の出資先に漏洩し、当該他の出資先をしてスタートアップの取引先に対し、競合商品・役務を販売させる行為
- (iii) 排他条件付取引又は拘束条件付取引となる可能性がある行為
- ・ スタートアップの自由な研究開発活動の制限

⁹ 連携事業者の取引上の地位がスタートアップに優越していることが前提となりますが、スタートアップは規模が小さく法務体制が整っていないことからすると、連携事業者が優越的地位にあると認められる可能性は比較的高いと思われます。

¹⁰ スタートアップにのみ秘密保持・開示義務が課される又は契約期間が短く自動更新されない等。

Client Alert

- 市場における有力な事業者である出資者による合理的な範囲を超えた他の事業者との取引の制限や最恵待遇条件の設定

本最終報告において、公取委は、独禁法に違反する、スタートアップと連携事業者又は出資者との取引・契約等に対しては厳正に対処していくとしています。また、公取委は、本実態調査を踏まえ、スタートアップと連携事業者との各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独禁法の考え方を整理したガイドラインについて、経産省と共同で年内を目途に案を作成し、公表する予定としています。

本最終報告及び今後公表されるガイドラインは、スタートアップにとっては交渉等において参考となり、スタートアップと取引・出資関係に立つ事業者にとっては独禁法コンプライアンス上注意が必要となるものといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com
アソシエイト 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com
アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：認定失効制度等に関するパブコメ結果の公表及び改正省令等の公布

2020年11月6日、認定失効制度等に関するパブリックコメントの結果が公表され¹¹、同年12月1日に同制度等を定める改正省令・告示が公布されました。同時に、資源エネルギー庁のHP上では「認定失効制度に関するFAQ」も公表されています¹²。本稿では、これらを踏まえ、パブコメ開始時に公表された改正概要資料¹³の内容を前提に、パブコメ手続を経て明確化された点や変更された点のうち重要なものの概要をご紹介します。

- 系統連系工事着工申込の位置づけ

認定失効制度において例外的取扱いを受けるために必要となる系統連系工事着工申込については、2018年12月に公表された未稼働措置（「未稼働措置」）におけるものとは提出要件が異なる¹⁴ことに加え、未稼働措置のものと異なり、提出遅延によって調達価格の減額が生じることや、提出後に変更認定申請を行った

¹¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620120033&Mode=1>

¹² https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_shikouFAQ.pdf

¹³ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000206393>

¹⁴ 具体的には、未稼働措置で要件とされていた、条例アセス又は法アセスに基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了は不要とされています。

Client Alert

場合に再提出が必要となることはないことが明らかにされました。但し、電力会社による申込の受領後も経済産業省によって継続的に要件該当性の確認が行われ、万が一実際には要件を満たしていないことが判明した場合は認定失効となる可能性もある旨が説明されているため、留意を要します。

- 失効リスクの除去の要件・手続

失効リスクが事実上除去される例外的取扱いを受けるための要件・手続に関し、所定の期限までに系統連系工事着工申込の受領及び工事計画届出の不備なき受領等を達成することに加え、これらの達成について「経済産業大臣の確認」を受ける必要があることが明らかにされました。そして、期限後に工事計画届出の再提出が必要となった場合は、(軽微な変更によるものであれば「確認」の取消しとはならないものの)例えば地番の追加や発電設備の設計の大幅な変更などFIT法の事業計画の変更に至るまで及ぶような変更が軽微といえないケースでは、「確認」が取り消される可能性もあるとの説明されている¹⁵ため、留意を要します。

- 洋上風力案件の取扱い

改正概要資料では、系統連系工事着工申込の受領等の期限は陸上風力案件と共通とされていたものの、パブコメ結果を踏まえ、海洋再エネ法に基づく洋上風力案件に関しては、同法に基づく公募占用計画に記載された「事業実施時期起算日」から起算して1年後の日とする変更がなされました。

- 条例アセス中案件の運転開始期限

太陽光以外の案件に新たに設定される運転開始期限に関して、改正概要資料では一律に本改正省令・告示の公布日が起算日とされていたものの、パブコメ結果を踏まえ、同公布日に現に条例アセスの対象となっている案件では、同公布日から9ヶ月後の日を起算日とする変更がなされました。

今次の改正は、認定失効制度の導入や太陽光以外の案件への新たな運転開始期限の設定など、FIT認定事業者にとってインパクトの大きな内容を含むものですが、従来の運転開始期限や未稼働措置の詳細を踏まえた複雑な制度設計・改正内容となっており、詳細を正確に理解しておくことが特に重要です。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

¹⁵ 「認定失効制度に関するFAQ」2-1

Client Alert

5. 労働法：労働基準法施行規則等で定める法定様式の押印の廃止等について

2020年11月11日、労働政策審議会は、労働基準法施行規則等で定める届出・報告様式の押印の廃止等を内容とする、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（「本改正省令案要綱」）について、「おおむね妥当と考える」と答申しました。

行政手続における押印原則の見直しについては、新型コロナウイルス感染症への緊急対応を契機として、規制改革実施計画（2020年7月17日閣議決定）等において明記されたことを受け、議論が加速しており、労働基準法施行規則等で定める届出・報告様式の押印の廃止については、2020年7月30日、8月27日、11月11日の労働政策審議会にて議論されています。

本改正省令案要綱においては、労働基準法施行規則にて使用者の押印が必要とされる29種類の様式をはじめとする、届出・報告様式の押印欄を削除することとされており、その他必要な修正もなされることとされています。例えば、労働基準法施行規則様式9号の「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定届）においては、現行様式上、使用者による押印が必要とされていますが、本改正省令案要綱では、その押印欄が削除され、また、①労働組合が事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合である旨又は労働者の過半数を代表する者が事業場のすべての労働者の過半数を代表する者（「過半数代表者」）である旨、②当該過半数代表者が労働基準法施行規則6条の2第1項各号のいずれにも該当する者である旨（すなわち、当該過半数代表者が管理監督者の地位になく、適切な手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでない旨）を示すチェックボックスを設けるものとされています。

本改正省令要項に規定されている内容は、労働基準法施行規則等で定める届出・報告様式の押印が不要になること等、実務において大きな影響を与えるものとなります。そのため、本改正省令要項は2021年4月1日から施行されることとされておりますが、引き続きその動向を注視する必要があるものと考えられます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：会社法施行規則等の改正に関するパブコメの結果公表、会社法施行規則等の公布

2020年11月24日、会社法改正に伴う会社法関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集（「パブリック・コメント」）の結果が公表され、また、同月27日、会社法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました（改正後の会社法施行規則、

Client Alert

「改正会社法施行規則」)。パブリック・コメントの結果を踏まえて、2020年9月1日に公表された会社法施行規則の改正案(「会社法施行規則改正案」)も一部変更されています(2020年9月1日に公表された会社法施行規則の改正案の詳細は、[Client Alert 2020年9月号 \(Vol.81\)](#) をご参照。)。その中でも特に重要な点は、以下のとおりです。

① 業績連動報酬等に関する事業報告の記載

役員が業績連動報酬等を受けている場合について、会社法施行規則改正案 121 条 5 号の 2 は、(i)業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由(同号イ)、(ii)業績連動報酬等の額又は数の算定方法(同号ロ)、及び(iii)業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた(i)の業績指標の数値(同号ハ)を事業報告で開示するよう求めていました。これに対して、(iii)業績指標の数値の開示を求めることは、例えば開示されていないセグメントの利益等、非開示の指標が業績指標として選定されることがある点や、「業績指標の目標と実績」の開示を求めている開示府令と異なる文言を用いており事業報告と有価証券報告書の一体的開示の要請にも反する点で懸念があるとの意見が出されました。これを受けて、改正会社法施行規則 121 条 5 号の 2 ハは、(iii)業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた(i)の『業績指標に関する実績』を開示するものとされました。

② 報酬等として付与された株式、新株予約権等に関する事業報告の記載

会社法施行規則改正案 122 条 1 項 2 号は、株式会社が当該事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付した当該株式会社の株式(対価として株式を直接交付した場合に限らず、いわゆる現物出資構成により交付された株式を含む。)に関して、当該事業年度の末日において在任している役員に限って、役員の区分ごとに当該株式の数及び当該株式を有する人数を事業報告で開示するよう定めていました。これに対して、信託を用いた株式報酬制度(株式交付信託)を導入している場合、在任中はポイントが加算されるに留まり、退任後に累積ポイント相当の当社株式が交付されることを踏まえて、かかる場合も開示の対象とすべきとの意見が出されました。これを受けて、改正会社法施行規則 122 条 1 項 2 号は、役員であった者もかかる開示の対象に含むものとされました。

③ 社外取締役の報酬等の額に関する事業報告の記載

社外取締役とそれ以外の取締役とは、付与すべきインセンティブが異なるとの指摘を受け、改正会社法施行規則 121 条 4 号イ及びロは、同令 124 条 5 号が定める事業報告における社外取締役の報酬等の額の記載についても、社外取締役以外の取締役の報酬等の額に関する事業報告の記載と同様に、業績連動報酬等、非金銭報酬等、及びその他の報酬等に分けてその総額又は額を記載することとされました。

以上の他にも、パブリック・コメントの結果には、実務上有益な見解も多く示されています。各社は、パブリック・コメントの結果も参照しつつ、改正会社法への対応の準備を進めることが求められます。

Client Alert

<参考資料>

法務省：「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」（2020年11月24日）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=300080224>

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhm-global.com
アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：米国証券取引委員会、内部告発者プログラムに関する年次報告書の公表

米国証券取引委員会（「SEC」）は、2020年11月16日に内部告発者プログラムに関する年次報告書を公表しました。SECの内部告発者プログラムでは、内部告発に対するインセンティブを与えるために、内部告発者に対して、一定の要件を充足した場合に、報奨金が支払われます。

本年次報告書では、2020年会計年度にSECが内部告発者に支払った金額等が報告されています。それによれば、2020年度に支払われた報酬金は前年の約3倍の1億750万ドル（約183億円）と過去最高額でした。また、情報提供も過去最高の約6,900件であり、その中には日本からの13件の情報提供も含まれています。そのうち、報奨金を受け取ったのは39人でした。加えて、SECのプレスリリースによれば、本年の10月には、一人の内部告発者に対し過去最高額の約1億1,400万ドル（約120億円）が報奨金として支払われています。

上記のような内部告発の活発化及び報奨金の高額化の傾向を踏まえると、今後もSECの内部告発者プログラムの利用はさらに活発化することも予想されます。そのため、特に米国において又は米国に関連して事業を展開している企業は、グローバルレベルでのコンプライアンスプログラムや内部通報制度の整備・運用の活発化等を通じて、グローバルレベルで不正を企業内部で事前に察知し・予防できる態勢を構築することが重要となっています。また、現在日本には同種の報奨金の制度は存在しませんが、このようなSECの内部告発プログラム等の報奨金制度が定着しつつあることは、今後の日本の制度論にも影響を与える可能性もあり、注視が必要です。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com
アソシエイト 御代田 有恒
☎ 03-6266-8989
✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：発信者情報開示に関する最終とりまとめ（案）の公表

総務省は、令和2年11月13日、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」による発信者情報開示に関する最終とりまとめ（案）を公表しました。

発信者情報開示に関する検討が行われた背景としては、立法時には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」）の対象となるコンテンツプロバイダとして、主に電子掲示板等のサービスが想定されていたところ、平成22年4月8日付最高裁判決（最判平成22年4月8日民集64・3・676）によってアクセスプロバイダも明確に開示対象とされたこと、SNSや画像・動画共有サービス等新たなサービスの登場、スマートフォンの普及に伴う権利侵害情報の増加、同開示制度の悪用等の現状を踏まえ、開示制度の見直しが必要になった等があげられます。また、同研究会の中間とりまとめ（案）を踏まえ、総務省は、令和2年8月に省令改正を行い、発信者の電話番号も開示対象となりました。

発信者情報開示における現状の実務としては、①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アクセスプロバイダへの開示請求を経て発信者を特定した上で、③発信者に対して削除・損害賠償請求等を行うという3段階の裁判手続が必要となります。しかし、これらの手続に関しては(i)発信者を特定できない場合が多く、(ii)発信者特定のために時間とコストがかかることが課題として指摘されていました。

そこで、これらの課題を解決するため、最終とりまとめ（案）では(a)開示の対象としてのログイン時情報及び「開示関係役務提供者」の法改正及び省令改正による明確化、(b)現行法上の開示手続に「加えて」1つの手続の中で開示の適否の判断を可能とする手続の創設、(c)任意開示促進のために民間相談機関の充実・裁判事例のガイドラインへの集積が民間主導で行われることが適当であるとの意見がまとめられています。なお、(b)について、中間とりまとめ（案）では現行法上の開示請求権に「代えて」発信者情報の開示の適否を判断・決定する新たな裁判手続を創設する案についても示されていましたが、批判的な意見が多かったことを踏まえ、最終とりまとめ（案）では現行法に「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当であるとされています。

今後、最終とりまとめ（案）に対するパブリック・コメントを踏まえ、法改正及び省令改正に関する議論がさらに活発に行われることが予想されますので、引き続き動向を注視していく必要があります。

パートナー 浅井 大輔

☎ 03-6266-8752

✉ daisuke.asai@mhm-global.com

アソシエイト 中山 優

☎ 03-6212-8397

✉ yu.nakayama@mhm-global.com

Client Alert

9. M&A：金融庁、「株券等の公開買付けに関する Q&A」の追加

金融庁は、2020年11月6日、改正会社法の施行等に伴い、金融庁関係政府令等の改正案を公表しました (<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201106/20201106.html>)。

M&Aに関する改正としては、「株券等の公開買付けに関する Q&A」の（問 13）の追加が注目されます。（問 13）では、会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要があるかに関し、①会社法上の株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株券等を取得する場合は、通常、公開買付けを行う必要があるが、②株式交付子会社の株主等が当該株式交付の対価として株式交付親会社の株券等の交付を受ける場合は、通常、公開買付けを行う必要はないという解釈が示されています。

なお、「株券等の公開買付けに関する Q&A」に関しては、2020年9月30日に（問 46）が追加され、公開買付開始公告の「公開買付けの目的」は公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要がないという解釈が示され、その後、公開買付開始公告の「公開買付けの目的」欄の記載の簡素化が進んでいる点にも留意が必要です。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868

✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による記述情報の開示 （新型コロナウイルス感染症、ESG に関する開示）の 好事例集の公表

金融庁では、昨年より「記述情報の開示の好事例集」を公表していますが（昨年3月公表、同年12月最終更新）、2020年11月6日、新たに「新型コロナウイルス感染症」、「ESG」に関する開示の好事例を取りまとめた「記述情報の開示の好事例集 2020」を公表しました。

「新型コロナウイルス感染症」に関する開示については、金融庁が2020年5月21日に公表した「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」において、事業等のリスクにおける感染症の影響や対応策、MD&Aにおける業績や資金繰りへの影響分析、経営戦略を変更する場合にはその内容等の充実した開示が要請されており、これに基づき、各上場会社において開示の要否及び内容が検討されていました。今回の好事例集の詳細な内容については紙幅の関係で割愛しますが、以下に記載するよ

Client Alert

うに、主に、経営戦略等、事業等のリスク、MD&Aにおける①新型コロナウイルス感染症による事業への影響及び②これを踏まえた対応策に関する記述が紹介されています。

- ①新型コロナウイルス感染症による事業への影響
 - 短期・中長期の観点からの影響（1-1）
 - セグメントごと又はサブセグメントごとの影響（1-2、1-10）
 - マイナス影響とプラス影響（リスクと機会）（1-3、1-7）
 - 情報セキュリティリスクについて、テレワークの実施等の環境の変化に伴う新たなリスク（1-7）
 - 事業等のリスクについて、経営者が考えるリスクの発生可能性、顕在化する時期及び顕在化した場合の影響（1-7）
 - 経営者の現状及び見通しに関する認識並びに収束シナリオ（1-8、1-10）
 - 経営指標に与える定量的な影響（1-9）
- ②上記①を踏まえた対応策
 - 新たな経営環境及び経営課題を踏まえた新たな経営方針及びそれを踏まえた対応策（1-4、1-5、1-9）
 - リスクマネジメントを含むリスク管理体制及びその運用（1-3、1-6）
 - 成長戦略への資金配分の考え方や営業CF減少に伴う資金手当て対策（1-9）

「ESG」に関する開示については、経営戦略等において、ESGに関連する指標を定量的に記載する例（2-1）、ESGの課題について、その解決策や目標を経営方針、経営戦略や経営環境と関連付けて記載する例（2-1、2-4、2-5、2-8、2-11、2-14、2-15、2-16）が紹介されているほか、SDGs（2-2、2-4、2-8、2-11）、気候（2-6、2-7、2-10、2-17、2-18、2-19、2-22、2-23）、人材（2-9）、多様性（2-12、2-13、2-14、2-16）、経営者（2-20、2-21）等の個別の項目についても参考となる例が紹介されています。

今後は、経営戦略、リスク情報、コーポレート・ガバナンス情報等の項目についての好事例集の公表が予定されており、各上場会社においては、引き続き、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた取り組みが求められます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

11. 税務：OECD、第1及び第2の柱に関するブループリントを公表

2020年10月12日、OECDは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への取り組みとして、第1の柱（市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し）及

Client Alert

び第2の柱（軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入）に関するブループリントを公表しました。

本ブループリントでは、第1の柱として、①物理的拠点の有無によらず、多国籍企業のみなし残余利益の一部について市場国に新たな課税権を付与すること（いわゆる「利益A」）、②市場国において行われる基本的なマーケティング・流通活動について、当該市場国に一定の課税権を保証すること（いわゆる「利益B」）、③新たな利益配分ルールが導入されることに伴い、紛争予防・解決のためのメカニズムを新設・改善することが示されています。

また、第2の柱として、①軽課税国に所在する子会社に帰属する所得について親会社所在地国で世界共通の最低税率に至るまで課税を行う「所得合算ルール」、②子会社が軽課税国に所在する親会社への支払を行った場合に、子会社所在地国で追加課税を行う「軽課税支払ルール」、③支払受取者の所在地国が軽課税国である場合に条約上の特典を否認する「条約の特典否認ルール」が示されています。

OECDは、2020年12月14日まで本ブループリントに対するパブリック・コメントの募集、2021年1月中旬に公聴会の開催を予定しており、2021年半ばまでに合意に到達することを目標としています。最終的にどのような合意内容となるのか、引き続き今後の動向を注視する必要があります。

<参考資料>

OECD HP 「International community renews commitment to address tax challenges from digitalisation of the economy」(2020年10月12日)

<https://www.oecd.org/tax/beps/international-community-renews-commitment-to-address-tax-challenges-from-digitalisation-of-the-economy.htm>

財務省説明資料「経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応」(2020年10月22日)

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/2zen3kai4.pdf>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 原田 昂

☎ 03-6266-8512

✉ takashi.harada@mhm-global.com

12. 中国・アジア（インド）：インドにおける新統合版 FDI ポリシーの公表

インド政府商工省産業政策促進局（Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry）は、最新の統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy）を公表し、2020年10月15日より発効しました。統合版 FDI ポリシーは、公

Client Alert

表時点におけるインドの外国直接投資規制全般をまとめたもので、従前は、毎年最新版が公表されてきましたが、2017年版の後しばらく最新版の公表がありませんでした。今回の統合版 FDI ポリシーは、3年ぶりの公表となります。

最新の統合版 FDI ポリシーにおける従前の統合版 FDI ポリシーからの重要な変更点は、以下のとおりです。

- ①最新の統合版 FDI ポリシーでは、インドと国境を接する国（パキスタン、中国、ネパール、ブータン、ミャンマー、バングラデシュ）の企業体による投資の場合は、事後のインド準備銀行（Reserve Bank of India）に対する報告のみで足りる自動ルートではなく、政府の事前承認を要する政府ルートでのみしかインド投資を行えないこととされました。
- ②単一ブランド小売業を実店舗型で営む会社に対して、100%の出資比率まで自動ルートによる外国直接投資が認められることとなりました。
- ③e コマースによる単一ブランド小売業を始めてから2年以内に実店舗型単一ブランド小売業をインドで開始することを条件に、e コマースによる単一ブランド小売業を営むことができることとなりました。
- ④デジタル・メディアを通じてのニュースと時事問題のアップロード・ストリーミング事業（映像等を配信する事業）について 26%までの政府の事前承認を要する政府ルートでの外国直接投資が認められることとなりました。

上記のとおり、最新の統合版 FDI ポリシーの下、インドに対する外国直接投資は、より行いやすい方向へと進んでいると評価できようかと思われます。引き続き外資規制の動向を注視していく必要があります。

パートナー 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

カウンセラー 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

13. 新興国（メキシコ）：労働者のアウトソーシング等規制法案の提出

メキシコでは、2020年11月12日、労働者のアウトソーシング等の規制を内容とする、連邦労働法を含む複数の法律を改正する法案（「本法案」）が議会に提出されました。

本法案の中核となる連邦労働法の改正では、原則として、個人又は法人が自己の労働者を他の個人又は法人の利益のために提供し又は利用可能な状態にする行為が「アウトソーシング（*la subcontratación de personal*）」として禁止されています。もっとも、専門的なサービスの提供又は専門的な業務の遂行（「専門的サービス等の提供」）は、専門的サービス等の提供を受ける企業の企業目的や経済活動の一部を形成しない場合であって、労働・社会保障省の認可を受けた場合に限り、例外的に許容されることとされ

Client Alert

ています。また、専門的サービス等の提供に際しては提供するサービスや業務の目的及び参加する労働者の人数を明示した契約書を書面で作成する等所定の義務が課されます。加えて、専門的サービス等の提供者が、自らの労働者に対して、使用者としての責任を果たさない場合、当該専門的サービス等の提供者と契約を締結した個人又は法人も連帯して責任を負う場合があることとされています。

そして、本法案は制裁についても定めており、「アウトソーシング」を行った場合や法定の要件を満たさずに専門的サービス等の提供を行った場合には罰金が科されるとしています。

上記は本法案の一部にすぎず、他にも税や社会保障に関する法律の改正が含まれています。本法案が議会において承認され施行される場合、メキシコ国内の企業活動に多大な影響を及ぼすものと考えられ、特に同一企業グループ内に人材派遣会社を設立して、当該人材派遣会社から人材派遣を受けるような仕組み（いわゆる「インソーシング」）を採用している企業等には大きな影響が出る可能性もあります。メキシコで活動を行う日本企業としては、本法案の今後の動向に注意する必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 上田 優介

☎ 03-5223-7773

✉ yusuke.ueda@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

アソシエイト 徐 由

☎ 03-5293-4867

✉ yu.soh@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：仲裁法改正に向けた動き－法制審議会仲裁法部会の設置・開催

2020年10月23日、法務省法制審議会に仲裁法部会が設置され、その第1回会議が開催されました（11月20日に第2回が開催されています。）。

日本の仲裁法（平成15年法律138号、「現行法」）は、国連の国際商取引法委員会（UNCITRAL）の策定した国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law of International Commercial Arbitration、「モデル法」）をベースに整備され、平成15年に施行されたものです。それまで制定から110年以上実質的な改正がなされていなかった旧法（公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律（明治23年法律29号））を現代化・国際化したものであり、当時の国際的な動向を踏まえたものでした。

しかし、その後、モデル法の改正に合わせた改正等を行われておらず、（当該モデル法改正時に盛り込まれた）仲裁廷による暫定保全措置を認めるための要件や、暫定保

Client Alert

全措置の保全・執行等に関するルールは、現行法には規定されていません。また、2018年に国連総会において採択された、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation、いわゆるシンガポール条約、2020年9月12日に発行）との関係で、（仲裁の過程等で行われた）調停による和解合意の執行力に関するルールを定めるべきではないかとの議論もあります。今回の法務省法制審議会仲裁法制部会は、このような暫定保全措置の保全・執行等に関するルールや、調停による和解合意の執行力を含め、広く仲裁法制を見直すべく設置されたものです。

国際仲裁に関しては、近時、日本国際紛争解決センターの開設を含め大きな動きが続いていますが、仲裁法の改正により、また一步、日本が国際競争力を持った紛争解決地として認知される日が近づくのではないかと考えられます。

パートナー 金丸 祐子
☎ 03-6266-8542
✉ yuko.kanamaru@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行とガバナンス向上のための設計・運営上の留意点 第2回』
視聴期間 2020年12月9日（水）10:00～2021年1月12日（火）17:00
講師 渡辺 邦広
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『プロジェクトファイナンスの実務～発電事業プロジェクトの最新動向とリスク分担のポイントを事業者・金融機関双方の視点で解説～』
開催日時 2020年12月11日（金）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第4410回 金融ファクシミリ新聞社セミナー「エネルギー事業における不正・不祥事の事前防止と発覚時対応の要点～環境変化を踏まえながらコンプライアンスをいかに確立するか～」』
開催日時 2020年12月17日（木）9:30～11:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『コロナ後の M&A・再編・事業売却のプランニング～税務調査で否認されないために～』

開催日時 2020 年 12 月 24 日（木）9:30～12:30

講師 栗原 宏幸

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『適時開示・証券取引所ルールもカバー 新規上場企業・創業者が知っておきたい金融商品取引法入門～つまづきやすいポイントを徹底解説～』

視聴期間 2021 年 1 月 8 日（金）10:00～2021 年 2 月 8 日（月）17:00

講師 宮田 俊

主催 株式会社プロネクサス

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『一問一答 令和元年改正会社法』（2020 年 9 月刊）

出版社 株式会社商事法務

著者 邊 英基（共著）

- 本 『ウェルス・マネジメントの法務・税務』（2020 年 11 月刊）

出版社 株式会社税務経理協会

著者 小山 浩、飯島 隆博、間所 光洋

- 本 『論究会社法 -- 会社判例の理論と実務』（2020 年 11 月刊）

出版社 株式会社有斐閣

著者 久保田 修平、内田 修平、渡辺 邦広、石井 裕介（共著）

- 本 『事例に学ぶサイバーセキュリティ 多様化する脅威への対策と法務対応』（2020 年 11 月刊）

出版社 経団連出版

著者 増島 雅和、蔦 大輔

- 論文 「中国最新法律事情（246）信頼懸念エンティティリスト規定について」

掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.11

著者 森 規光、沈 暘

Client Alert

- 論文 「不正・不祥事案の再発防止策の類型化と分析 第4回 内部通報制度」

掲載誌 資料版商事法務 439号

著者 新井 朗司、平岡 優（共著）
- 論文 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大と独禁法・競争法実務への影響（第1回）」

掲載誌 商事法務ポータル SH3374

著者 高宮 雄介、竹腰 沙織（共著）
- 論文 「顔認証技術を用いた biometric data の利用と公共空間におけるプライバシー（上）」

掲載誌 NBL No.1182

著者 岡田 淳、北山 昇（共著）
- 論文 「コスト増、トラブルを回避する各国別 海外事業「縮小・撤退」の実務ポイント アジア各国——タイ、インドネシア、フィリピン、インドを中心に」

掲載誌 ビジネス法務 2021年1月号

著者 石田 渉
- 論文 「企業法務最前線 令和元年独占禁止法改正の施行に向けた実務上の留意事項」

掲載誌 月刊監査役 No.715

著者 高宮 雄介
- 論文 「「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂」

掲載誌 企業会計 第72巻12号

著者 佐々木 奏
- 論文 「ESG ファイナンスとは 具体的留意点を弁護士が解説」

掲載誌 The Finance

著者 末廣 裕亮
- 論文 「今注目されるデータセンターに対する不動産投資の法的留意点」

掲載誌 The Finance

著者 蓮本 哲

Client Alert

- 論文 「ソーシャルボンドの概要と発行上の留意点」
 掲載誌 旬刊経理情報 No.1595
 著者 田井中 克之
- 論文 「日本企業の米国子会社・投資先の事業再生 チャプター11 の活用」
 掲載誌 Business Law Journal No.153
 著者 石田 渉
- 論文 「輸出管理規制法（上）」
 掲載誌 国際貿易 2326 号
 著者 石本 茂彦
- 論文 「With コロナにおけるリストラクチャリング・事業再生局面の M&A」
 掲載誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) 2020 年 12 月号
 著者 石田 渉
- 論文 「多事争論 電源構成表示の在り方」
 掲載誌 エネルギーフォーラム 2020 年 11 月号 No.791
 著者 市村 拓斗
- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation
 2021 - Japan Chapter」
 掲載誌 Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2020
 著者 岡田 淳、浦岡 洋、井上 ゆりか（共著）
- 論文 「Dangers of retweeting」
 掲載誌 Intellectual Property Magazine
 著者 田中 浩之、呂 佳叡（共著）
- 論文 「Japan: New rules for financial services」
 掲載誌 OneTrust DataGuidance
 著者 岡田 淳、芳野 涼（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration
 2021 - Japan Chapter」
 掲載誌 International Comparative Legal Guide - Investor-State Arbitration
 2021 Third Edition
 著者 金丸 祐子、ダニエル・アレン

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **FINANCIER WORLDWIDE にて高い評価を得ました**
FINANCIER WORLDWIDE 誌にて、当事務所の 2 名の弁護士がそれぞれの分野で以下のとおり Future Stars に選ばれました。

Competition & Antitrust 2020

Future Stars

高宮 雄介

Mergers & Acquisitions 2020

Future Stars

邊 英基

- **青山 大樹 弁護士が Global Banking Regulation Review 誌の"45 under 45"に選出されました**

Global Banking Regulation Review 誌の"45 under 45"に、当事務所の青山 大樹 弁護士が選ばれました。

- **林田 敬吾 弁護士が入所しました**

(林田 敬吾 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び存じ上げます。

この度、弁護士法人森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、林田敬吾と申します。

2018 年 12 月、検察官に任官し、東京地方検察庁、京都地方検察庁、長崎地方検察庁勤務を経て、2020 年 10 月に退官いたしました。この間、主に財産犯や知能犯、薬物事犯や強行犯等一般刑事事件について、警察等関係機関と連携した捜査や、裁判員裁判等の公判立会を多数担当してまいりました。

弁護士法人森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を最大限に活かすとともに、更に研鑽を積み、ご依頼をいただきます皆様のご要望にお応えできるよう、最善を尽くす所存でございます。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

- **当事務所は Advisory Centre on WTO Law (スイス・ジュネーブ) の外部カウンセルに就任しました**

当事務所は、WTO 紛争解決手続において途上国政府の支援を行う非営利組織である Advisory Centre on WTO Law (本部スイス・ジュネーブ) の外部カウンセル (External Counsel) に就任しました。

Client Alert

- 河井 聡 弁護士が法制審議会 仲裁法制部会 委員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com